

米穀の流通監視等について

平成 27 年 9 月 17 日

農林水産省

各地
流通監視

1 農林水産省による流通監視業務について

- 米3法(食糧法、農産物検査法、米トレーサビリティ法)における法の遵守事項について全国の地方農政局等が法律に基づく立入検査を実施。
- 監視による法律違反行為の抑止効果を確保するため、基本的に無通告で立入検査を実施。(事前の連絡等はありません。)
- 立入検査では、米穀等の集出荷記録や伝票などの関連書類の確認と在庫の状況の確認等を実施。
- 適正な米の流通のため、検査にご協力をお願いします。

2 米トレーサビリティ法について

5年12

米トレーサビリティ法とは

問題が発生した場合などに、流通ルートをややかに特定するため、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者に

- ① 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること
- ② 取引先や消費者へ産地情報を伝達することを義務づけるものです。



① 取引記録の作成・保存

【対象品目】

米穀(玄米・精米等)、米粉や米こうじ等の中間原材料、
米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

【対象事業者】

対象品目となる米・米加工品の販売・輸入、加工、製造又は提供の
事業を行う全ての方(生産者を含む)

【記録の作成・保存】

米・米加工品について、取引、事業所間の移動、廃棄などを行った
場合には、その記録を作成し、保存してください。

※ 記録は紙媒体、電子媒体いずれでも可 ※ 保存期間は原則3年

【記録事項】

- ①品名
- ②産地(飼料用米は産地の記録は不要)
- ③数量
- ④年月日
- ⑤取引先名
- ⑥搬出入の場所
- ⑦用途(用途が限定されている場合、その用途)

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載
されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書(控) 売上 伝票 No. 000000000

取引先 No. 000000000
品名 No. 000000000

NO	品名コード	品名・規格	数量	単価	金額
1	A00000	〇〇米(白米) (特選)	4	1000	4000
2	B00000	〇〇米(白米) (特選)	10	200	2000
3	C00000	〇〇米(白米) AM	1	800	800
4	D00000	〇〇米(白米) S	10	100	1000
5	E00000	〇〇米(白米) L	20	100	2000

伝票 No. 000000000

〇〇株式会社 〇〇支店
〒〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇〇〇
TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000

〇〇株式会社 〇〇支店
〒〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇〇〇
TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000

①品名
②産地(飼料用米は産地の記録は不要)
③数量
④年月日
⑤取引先名
⑥搬出入の場所
⑦用途(用途が限定されている場合、その用途)

書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕替書、規格書等(これらの組み合わせを含む)でも可能です。

年月日:搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載。)

取引先の名称又は氏名

数量:取引において通常用いている単位

品名:取引において通常用いている名称

産地:「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載

食品衛生法等に適合に対応するための「米・米加工品」以外についても、取引簿の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(強制は「米・米加工品」のみ。)

入荷料の伝票では、この欄の記載名が取引先の名称、氏名となります。

② 産地情報の伝達

【事業者間における産地情報の伝達】

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。



【一般消費者への産地情報の伝達】

- 一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要となります。
- ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米、もちは、食品表示法に従い、表示をしてください。
- また、外食店等では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

店内に産地情報を掲示



※ 米トレーサビリティ法上、飼料用米については産地情報の伝達は義務ではありません。

○ チェックしてみましょう

取引記録の確認事項

【対象品目の確認】

- 米穀(玄米・精米等)
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類(ご飯、炊き込みごはん、おにぎり)
- もち、だんご、米菓 等

【伝票内容の確認】

- ①品名 (通常用いている名称)
- ②産地 (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- ③数量 (通常用いている単位)
- ④年月日 (搬入・搬出した日)
- ⑤取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- ⑥搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)
- ⑦用途 (用途が限定されている場合、その用途)



一般消費者への産地情報伝達の確認事項

- 商品に産地を表示
- 店舗に米の産地を表示
- その他の方法で産地伝達

○ (例) 飼料用米を扱う場合

①【記録の作成・保存】

飼料用米について

取引、事業所間の移動、廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存してください。

- ・記録は紙媒体、電子媒体いずれでも可
- ・保存期間は原則3年。

②【産地情報の伝達】

飼料用米は産地情報の伝達義務の対象外です。

○ 飼料用米の取引等の記録を作成し保存(3年)しましょう！！

飼料用米の記録事項

- | | |
|---------|----------|
| ①品名(名称) | ④取引先名 |
| ②数量 | ⑤搬出入した場所 |
| ③年月日 | ⑥用途(飼料用) |

※ 飼料用米は産地の記録は不要です。

受払い台帳や実際の取引で交わされる伝票類(納品伝票や領収書等)であっても、**必要な事項が記録されていれば**それを保存しておくことで記録の保存義務を果たしたことになります。

(例)

納品書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇牧場 様

〇〇生産組合
代表 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇
TEL: 〇〇〇〇〇〇

⑤

下記のとおり納品申し上げます

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)
飼料用米	1,000kg	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
①	②		
合計	2	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

【罰則】

取引等の記録の作成や保存をしていなかった場合は罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になる場合があります。

○ 飼料用米の取引記録についてチェックしてみましょう

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①品名 | 【通常用いている名称(「飼料用米」等)】 |
| <input type="checkbox"/> ②数量 | 【通常用いている単位】 |
| <input type="checkbox"/> ③年月日 | 【搬入・搬出した年月日】 |
| <input type="checkbox"/> ④取引先名 | 【取引先の氏名又は名称(取組計画における販売先)】 |
| <input type="checkbox"/> ⑤搬出入した場所 | 【その場所が特定できるような名称及び所在地】 |
| <input type="checkbox"/> ⑥用途 | 【「飼料用」】 |

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局表示・規格課米穀流通監視室

TEL: 03-6744-1703(直通)

●農林水産省のHPでは、「お米の流通に関する制度」についての詳しい情報を掲載しています。

URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>

お米の流通に関する制度

検索

3 食糧法及び農産物検査法における不適切事例について

○ 食糧法に関する過去の不適切事例

① 生産者等における違反

- ・ 飼料用として給餌すべきWCS用稲について、子実を収穫し、主食用米として販売
- ・ 用途限定米穀を主食用等に販売
- ・ 用途限定米穀を保管時に用途ごとに区分するための「はい票せん」を掲示せずに保管。

② 中間流通業者、食料品製造業者等における違反

- ・ 組織的に用途限定米穀を主食用として販売
- ・ 用途限定米穀を販売する際、包装等に用途表示を付さなかった

○ 食糧法における違反の原因と再発防止策

<原因>

- ・ 米穀の出荷販売事業者としてのコンプライアンス(法令遵守)意識が不十分。
- ・ 食糧法に対する知識不足。
- ・ 食糧法等の違反行為が判明した場合における経営所得安定対策交付金の返還義務等の認識不足。



<再発防止策>

- ・ 組織としてコンプライアンス(法令遵守)を徹底。
- ・ 法令、制度の熟知(「経営所得安定対策の概要」パンフレット、新規需要米等の取組計画関係書類を活用)。

○ 農産物検査法に関する過去の不適切事例

- ・ 農産物検査を行っていないにも関わらず、等級証印及び検査員認印を押印。
- ・ 産地品種銘柄を偽装した検査証明書を発行。
- ・ 改善命令に従わず、不適正行為を是正しなかった。
- ・ 使用済み紙袋に表示された検査証明を抹消することなく、再び使用。
- ・ 業務規程によらない検査手数料の金額を長期にわたり徴収。
- ・ 農産物検査を行っていないにも関わらず、虚偽の検査結果で台帳を作成。
- ・ 標準抽出法によらない農産物検査を実施。
- ・ 等級証印及び検査員認印を不正に貸与し、不正な検査証明を実施。
- ・ 検査請求がないまま、定められた検査場所以外で農産物検査を実施。
- ・ 事実と異なる検査結果を大臣に報告。

○ 農産物検査法における違反の原因と再発防止策

<原因>

- ・ 登録検査機関としてのコンプライアンス(法令遵守)意識が不十分。
- ・ 検査員の農産物検査法に対する知識不足。
- ・ 組織内でミスを防止するチェック体制が整っていない。



<再発防止策>

- ・ 組織としてコンプライアンス(法令遵守)の徹底。
- ・ 検査員に対する関係法令及び業務規程の再確認や再研修の実施。
- ・ 相互点検が行えるよう複数の検査員による検査の実施。
- ・ 行政機関から発出される情報について検査員までの周知。

○ 米穀流通監視相談窓口について

米穀の流通に関する相談や公益通報(違反等の疑わしい情報)について各農政局等で受け付けております。(秘密は厳守します。)

担当部署	電話番号	担当地域(都道府県)
北海道農政事務所 消費・安全部流通監視課	011-642-5470	北海道
東北農政局 消費・安全部流通監視課	022-221-6323	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部流通監視課	048-740-0385	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局 消費・安全部流通監視課	076-241-5371	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部流通監視課	052-746-1315	愛知、岐阜、三重
近畿農政局 消費・安全部流通監視課	075-366-4052	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国農政局 消費・安全部流通監視課	086-223-7673	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部流通監視課	096-211-9353	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	098-866-1672	沖縄
農林水産省 消費・安全局表示・規格課 米穀流通監視室	03-6744-0488	全国